

戸籍に氏名の振り仮名を追加する事務の円滑な執行のための支援について

【担当省庁】法務省

市町村における取組

(現状・課題)

戸籍の氏名の振り仮名の法制化に伴う事務について

戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係を戸籍簿に登録し、これを公証する制度で、法定受託事務として市区町村で事務処理を行っています。

戸籍事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）に基づき、戸籍に氏名の振り仮名を追加することが法制化されたところです。

現在、戸籍に振り仮名を追加するため、システム改修等準備（全額国庫補助）を行っていますが、令和7年5月を目途に、住民基本台帳システムの振り仮名情報を仮の振り仮名として戸籍情報システムに取り込み、取り込んだ仮の振り仮名情報を本籍地から、葉書で通知するよう検討されています。

戸籍制度の大きな改正であり、通知後の事務処理（窓口や電話対応等）について、市区町村に大きな負担となることが予想されます。

国にお願いすること

戸籍に氏名の振り仮名が追加されることは、戸籍制度の大きな改正であり、住民への影響も大きいことから全国民がその意義や手続きの流れを理解し、市町村が円滑に事務を執行することができるように、国の全面的な支援をお願いするとともに必要経費の予算措置について要望します。

【担当部署】 安堵町住民課